

平成 23 年 11 月 24 日

亀岡市議会議長 石野 善司 様

発議者 明田 昭

湊 泰孝

馬場 隆

日高 省子

決議案の提出について

別紙決議案を議決されたく、亀岡市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

亀岡市職員の不祥事に関する決議（案）

亀岡市職員の度重なる不祥事については、我々市議会としても遺憾の意を大変強くしているところである。

去る9月議会においても、職員の不祥事について多くの議員が市長を質し、再発防止に向けての強い対応を市執行部に求めたところであるが、またしても市民の信頼を失墜することになり、残念至極であり、憤りをも感じているところである。

もはや職員個人の資質の問題のみですませることは到底できず、亀岡市全体の体制、職員管理制度に及んで検証が必要であり、抜本的な見直しが求められるものである。

今後、市議会としては、より具体的な説明を執行部に求め、事件の全容、市としての考え方、今後の対応策をしっかりと質し、必要な提言を行うなど、亀岡市が二度と市民の信頼を裏切ることはないよう監視機能を強化していくこととする。

以上、決議する。

平成23年11月24日

亀岡市議会